

第2章 振興条件の構築状況および今後の課題と方向

(1) 企業間連携

〔資料2-1-1〕 企業連携グループ「金属加工グループ」に対する支援実績

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度上期
計 画	<ul style="list-style-type: none"> 金属加工グループ参画企業の募集 (アンケート、企業訪問など) 工場見学の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 共同受注活動展開支援 工場見学の実施 優れた特徴のある金属加工メーカー(大東市内)の発掘とグループ化 	<ul style="list-style-type: none"> 大東市内の会社を中心とした金属の総合加工グループの構築支援 共同受注グループの自立的活動システム構築 大東市内で対応できない加工技術を持つ近隣都市金属加工メーカーの発掘と連携支援 大東市内セットメーカーと大東市金属加工メーカーとの連携支援 	<ul style="list-style-type: none"> 金属加工グループの自立支援 ワーキンググループによるプロジェクト活動の推進 1.衛星型ネットワークの構築 2.グループ内情報の共有化の推進
実 績	<ul style="list-style-type: none"> 金属加工グループの発足 募集説明会開催 例会開催:2回 工場見学実施:11社 受注関連活動:4件 	<ul style="list-style-type: none"> 例会開催:3回 幹事会開催:1回 工場見学実施:3社 受注関連活動:32件 内受注決定:4件 見積検討会実施 	<ul style="list-style-type: none"> 例会開催:3回 機械加工分科会 開催:8回 板金加工分科会 開催:6回 幹事会開催:1回 受注関連活動:37件 内受注決定:2件 	<ul style="list-style-type: none"> 例会開催:2回 衛星連携ネットワークWG:5回 情報共有化ネットワーク構築WG:2回 受注活動:17件 内受注決定:2件

〔資料2 - 1 - 2〕 企業連携グループ「テクノベンチャー大東」に対する支援実績

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
計 画	1. 調査 2. 企画 3. 募集・結成 4. 準備活動		役員会・総会・例会・分科会実施 商品企画・開発・販売 HP開設 TVD創業 法人設立 準備	事務所開設 連携による商品開発・販売 展示会出展
		展示会出展	展示会出展	展示会出展
実 績	1. 他グループ活動の調査 2. グループ結成企画 3. 参画企業募集 4. 説明会実施 5. 結成会実施 6. 会則作成 7. 役員選任 8. 例会3回実施	1. 第1回総会、役員会3回実施 2. 例会12回実施 3. 商品開発 「エコエコまな板」 「紙ホットカーラー」 4. 中小企業総合展2004 出展 5. TVDチラシ作成 6. いきいき商工フェスタ出展	1. 総会1回、役員会2回実施 2. 例会10回実施 3. 中小企業総合展応募 落選 4. TVDのホームページ作成 5. (財)中小企業異業種交流財団の準会員入会 6. ポップタウンショップ出展 7. 会議所主催の「産学見学交流会」へ参加	1. 総会1回、役員会1回 2. 第6回役員会実施 3. 例会3回実施 4. 分科会活動 殺菌水: 5回 分離可能型自転車: 2回 5. 中小企業総合展応募 合格 6. 自立化の方向性決定

《資料2 - 2 - 1》 創業支援事業の実績

大東ビジネスインキュベーター第1期生7社の経営実績

企業	事業内容	入居前実績 (万円/年)	卒業時実績 (万円/年)
A社	ゴム・スポンジ・エラストマーの開発・販売	売上：360 利益：40 雇用：1人	売上：2200 利益：1210 雇用：1人
B社	第2創業として新樹脂の開発販売	売上：2000 利益：200 雇用：2人	売上：13550 利益：192 雇用：2人
C社	アクセサリ等の企画・販売	売上：1131 利益：9 雇用：1人	売上：6700 利益：3360 雇用：2人
D社	求人広告代理店	売上：8570 利益：1285 雇用：1人	売上：7000 利益：1500 雇用：2人
E社	XML言語の応用ソフト構築・販売	売上：2000 利益：-180 雇用：4人	売上：7600 利益：2280 雇用：6人
F社	消防設備等施工・保守販売	売上：2100 利益：200 雇用：3人	売上：7800 利益：760 雇用：17人
G社	建設関連試験機製造	売上：120 利益：-400 雇用：1人	売上：3060 利益：288 雇用：5人

卒業後のフォロー

7社すべて、大東市内で事業を継続する(内2社は同ビル内4階)。

今後も定期的に第2期入居者と交流を図り、シナジー効果を出す。

卒業後の各社の要望は顧客開拓、情報交換、開発支援など。

卒業後も、大東市ビジネスプロモーターとして、右記の要望に応える。

7社トータルの経営実績

	入居時実績	卒業時の目標	卒業時実績	3年間の伸び	目標達成率%
売上	1億6300万円	5億1300万円	4億8000万円	3億1700万円	94%
利益	1150万円	6500万円	6,570万円	5420万円	101%
従業員	13人	34人	35人	22人	103%

(3) 住工調和

〔資料2-3-1〕 住工調和の手法検討

手法	概要(得られる成果)	適用にあたっての課題	実現可能性の検討	事例		
				地区名等	目的	内容
都市計画	工業専用地域に指定された区域は、住宅開発が一切できなくなる。 指定された区域の土地利用は工場に純化され、良好な操業環境が形成される。	幹線道路、河川などで囲われた概ね5ha以上の区域でないとは指定できない。 住宅、兼用住宅(工場兼住宅等)、パチンコ店等の建築ができなくなるため、既存のこれらの建築物は建替えの際に移転を余儀なくされる(既存不適格)。 狭小な土地は、工場用地としてのニーズが低いことから転売が困難となる。長期に渡り空き地となる土地が増え、地域の活力が低下する恐れがある。	住宅所有者などの特定の人に基大な権利制限がかけられることとなる。 住宅と工場がモザイク上に混在しているため、権利制限を受ける人の数が多い。 以上のように、実現にあたっては困難が多い。	事例なし。 住工混在の工業地域が工業専用地域へと変更された事例はない。	-	-
	地区計画とは、計画区域内の建築物の用途、高さ、形状などを規制し、住みよいまちの形成を目指すもの。 計画区域内において、建築物の用途を「工場」に制限することで、住宅開発を排除することが可能。 工業専用地域では建築できない「兼用住宅」等を許容する計画とすることで、より地域の実情に応じた制限をかけることが可能。 計画区域内では住宅開発が規制され、良好な工場操業環境が形成される。	計画区域は、街区などで明確に区分できる必要がある。 住民主導で計画の立案を行い、権利者全員(原則)の同意を得る必要がある。 計画事項に実効性をもたせるため、建築条例を制定する必要がある。 手続きに多大な時間を要する。 長期に渡り空き地となる土地が増え、地域の活力が低下する恐れがある。	住宅と工場がモザイク上に混在しているため、権利者全員(原則)の同意を得ることは極めて困難。 一般的に計画決定までには数年を要するので即効性に欠ける。 以上のように、実現にあたっては困難が多い。	神戸市 (真野地区地区計画)	住宅と工場の共存・共栄。 安全でうるおいのある住環境の確保。	工場と住宅を街区単位で分離。 街区単位で分離できない所は工場と住宅の間に道路や緑地を配置。 街区ごとに建築物の用途、壁面位置などを規制・誘導。
	特別用途地区とは、用途地域の制限を加重して地域の特性に応じた土地利用の実現を目指すもの。 工業地域において建築可能な「住宅」「兼用住宅」等のうち、「住宅」のみを規制することも可能。 区域内では住宅開発が規制され、良好な工場操業環境が形成される。	幹線道路、河川などで囲われた区域でないとは指定できない。 指定後に建築制限の内容を定めた条例を制定することが必要。	工業専用地域に比べ既存不適格となる建築物が少ないことから、区域設定によっては実現の可能性があると考えられる。	横浜市 (金沢産業団地地区特別工業地区)	調和のとれた操業環境の維持。	下記の建築を制限。 ・住宅 ・兼用住宅(事務所、店舗等) ・共同住宅、寄宿舎・下宿 ・老人ホーム等
建築協定	条例に基づき工場間で協定を締結し、工場以外の土地利用を制限。 住宅開発に対して、一定の歯止めがかかる。 賛同者が多ければ、現在の工場操業環境が概ね維持される。	建築協定を締結することができる旨を定めた条例の制定が必要。 効果発現のためには一定量の賛同者が必要。 権利者で運営委員会を設置し、自主的な運営が必要。	条例の制定が必要であるが、賛同者が集まれば実現の可能性は高いと考えられる。	横浜市 (金沢工業団地建築協定)	調和のとれた操業環境の維持。	下記の建築を制限。 ・住宅、共同住宅、寄宿舎等 ・物品販売店、飲食店等 ・パチンコ屋、ボーリング場等
開発指導	開発指導要綱に下記を求める内容を規定。 ・周辺工場、工業団体への説明と協議 ・緩衝緑地、防音施設の設定 ・入居者への事前説明 住宅開発の難度を上げるとともに、住宅開発に対して「うるさい」地域であることをアピールする。 住宅開発に対して、一定の抑止力が働く。	要綱による行政指導には限界があるため、完全には住宅開発を規制できない。 開発指導要綱の改正が必要。	要綱は概ね市の裁量で定めることができるので、関係者の合意が得られれば実現の可能性は高いと考えられる。	横浜市 (工業地域等共同住宅建築指導基準)	工業地域等の生産環境の保全。 市民の快適で安全な生活環境及び良好な都市環境の整備。	下記を求める内容を規定 ・周辺工場、工業団体との協議および協議結果の報告。 ・緩衝緑地の設置。 ・入居予定者への説明。
				東京都大田区 (開発指導要綱)(工業地域・準工業地域における集団住宅建設事業に係る開発指導)		
工場間の連携	工場間で任意協定を締結し、工場から住宅等への転換を制限する。 工場間で土地売買情報を共有し、住宅開発を未然防止。 住宅開発に対して、一定の歯止めがかかる。 賛同者が多いと操業環境が概ね維持される。	効果発現のためには、一定量の賛同者が必要である。 協定の運営、情報の共有のために連絡協議会を設置し、自主的な運営が必要。	任意のものであるので、賛同者が集まれば実現の可能性は高いと考えられる。	横浜市 (金沢産業連絡協議会土地使用協定)	産業団地の環境維持。 近隣相互に迷惑をかけない。	土地所有権の移転時、事業内容の変更時など操業環境が変わる場合の手続き規定。 移転・変更内容の事前説明、近隣企業の同意を求める。

〈図表2 - 3 - 2〉平成14年度から平成18年度の建物に係る移動状況

(課税データから)

(単位:件、㎡)

	工場		居宅兼工場		工場兼事務所	
	件数	延床面積	件数	延床面積	件数	延床面積
平成14年	1,093	564,496	271	39,887	241	188,718
平成18年	999	545,663	256	38,116	240	208,816
差	94	18,833	15	1,771	1	20,098

	工場兼倉庫		店舗兼工場		店舗	
	件数	延床面積	件数	延床面積	件数	延床面積
平成14年	124	63,113	8	3,624	710	166,226
平成18年	118	61,374	8	3,624	714	183,574
差	6	1,740	0	0	4	17,347

	居宅兼店舗		店舗兼倉庫		事務所	
	件数	延床面積	件数	延床面積	件数	延床面積
平成14年	1,536	107,724	50	17,789	508	157,476
平成18年	1,478	103,299	49	17,692	478	150,409
差	58	4,425	1	97	30	7,067

	倉庫		倉庫兼事務所		居宅兼事務所	
	件数	延床面積	件数	延床面積	件数	延床面積
平成14年	1,123	533,971	243	166,149	235	24,048
平成18年	1,056	538,624	241	181,262	232	23,603

<工場>

- ・閉鎖後の土地は、大半が居住用の土地(分譲住宅・マンション)として利用されている。
- ・特に大規模な工場敷地跡は、その傾向が著しい。

大東市都市計画に指定されている「工業地区」で居住用の土地として使用された土地。(最近2年のうち。)

御領地区:約16,000㎡

氷野地区:約17,200㎡

新田地区:約12,100㎡

<倉庫>

- ・件数が減少しているものの、延床面積は増大している。(設備投資の可能性がある)
- ・居住用の土地として利用されている土地は、工場の取壊し(工場の閉鎖)に伴うものが多い。

<店舗>

- ・店舗は件数・延床面積共に増加している。
- ・近年規模的に大きい商業施設が建設されたことが考えられる。

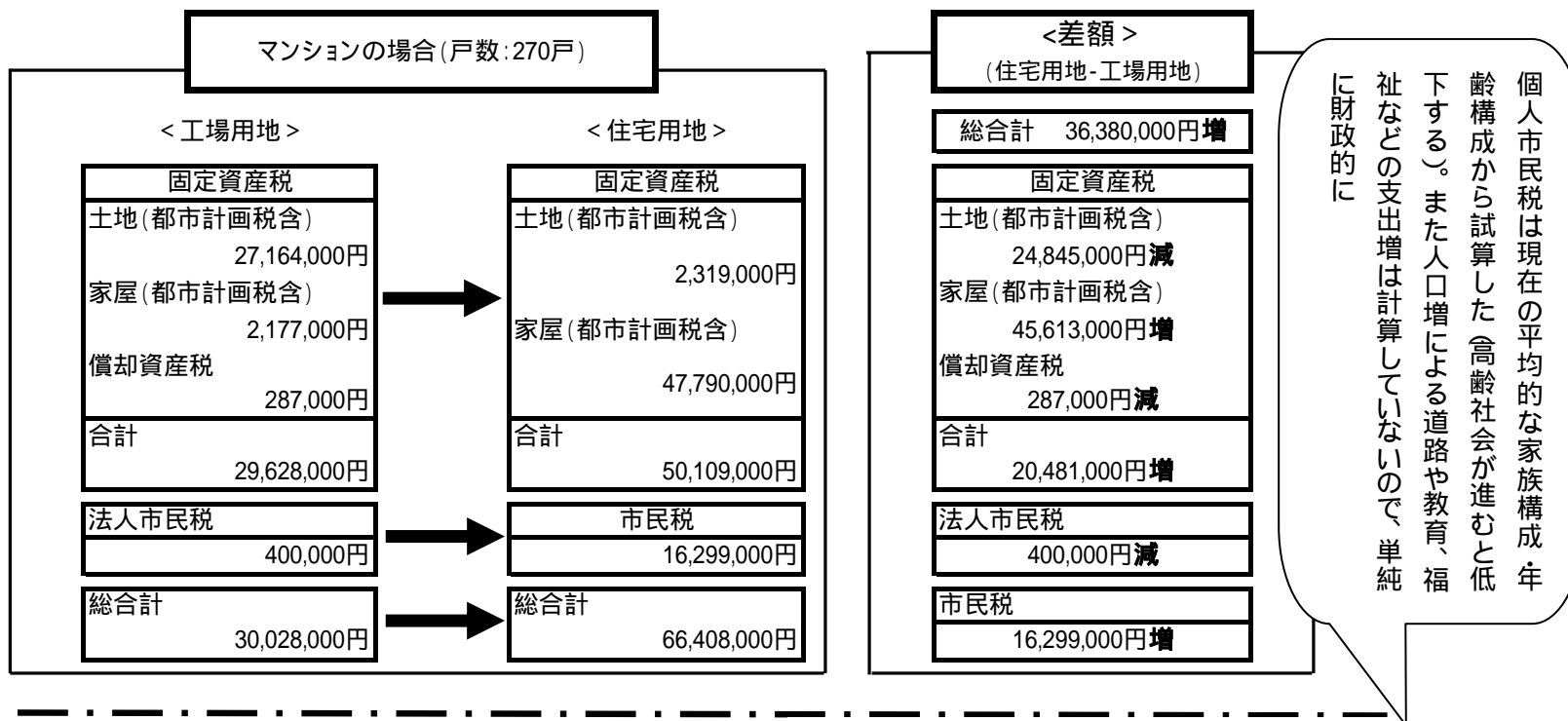
<その他の建物>

- ・小規模な分譲住宅地や、駐車場に利用されているケースが多い。

備考:「件数」は建物の件数。よって、一人の所有者が複数物件を所有しているケースがある。

《図表2 - 3 - 3》

工業用地が全て「マンション用地」に転換された場合の課税(試算) 面積18,000㎡



<試算方法>

- ・固定資産税額については土地・家屋とも仮定の面積(延床面積)。
- ・市民税は府民税を除いて、年収約350万円を目安にして想定。
- ・マンションについては、設定面積のうちマンション部分を約半分程度専有しているものとして計算。残りは公園や駐車場等で利用しているものとした。
- ・一戸建は、設定面積のうち残りの面積約60から70%を住宅用地として計算。残りは道路、公園等に利用しているものとした。
- ・法人市民税については均等割40,000円のみを課税とする。(法人税割は考慮しない)

結果

- ・土地の固定資産税は工場用地から住宅用地に変わること減る。しかしマンションの場合は戸数が多いことから家屋税と個人市民税が増え、トータルの税収は工場より多くなる。

(図表2 - 3 - 4)

工業用地が全て「分譲住宅用地」に転換された場合の課税(試算) 面積18,000㎡

一戸建の場合(戸数:130戸)		<差額> (住宅用地-工場用地)																			
<工場用地>		<住宅用地>																			
<table border="1"> <tr><th colspan="2">固定資産税</th></tr> <tr><td>土地(都市計画税含)</td><td>27,164,000円</td></tr> <tr><td>家屋(都市計画税含)</td><td>2,177,000円</td></tr> <tr><td>償却資産税</td><td>287,000円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>29,628,000円</td></tr> </table>		固定資産税		土地(都市計画税含)	27,164,000円	家屋(都市計画税含)	2,177,000円	償却資産税	287,000円	合計	29,628,000円	➔	<table border="1"> <tr><th colspan="2">固定資産税</th></tr> <tr><td>土地(都市計画税含)</td><td>3,510,000円</td></tr> <tr><td>家屋(都市計画税含)</td><td>14,950,000円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>18,460,000円</td></tr> </table>	固定資産税		土地(都市計画税含)	3,510,000円	家屋(都市計画税含)	14,950,000円	合計	18,460,000円
固定資産税																					
土地(都市計画税含)	27,164,000円																				
家屋(都市計画税含)	2,177,000円																				
償却資産税	287,000円																				
合計	29,628,000円																				
固定資産税																					
土地(都市計画税含)	3,510,000円																				
家屋(都市計画税含)	14,950,000円																				
合計	18,460,000円																				
<table border="1"> <tr><th colspan="2">法人市民税</th></tr> <tr><td></td><td>400,000円</td></tr> </table>		法人市民税			400,000円	➔	<table border="1"> <tr><th colspan="2">市民税</th></tr> <tr><td></td><td>7,836,000円</td></tr> </table>	市民税			7,836,000円										
法人市民税																					
	400,000円																				
市民税																					
	7,836,000円																				
<table border="1"> <tr><th colspan="2">総合計</th></tr> <tr><td></td><td>30,028,000円</td></tr> </table>		総合計			30,028,000円	➔	<table border="1"> <tr><th colspan="2">総合計</th></tr> <tr><td></td><td>26,296,000円</td></tr> </table>	総合計			26,296,000円										
総合計																					
	30,028,000円																				
総合計																					
	26,296,000円																				
		<table border="1"> <tr><th colspan="2">総合計 3,732,000円減</th></tr> </table>		総合計 3,732,000円減																	
総合計 3,732,000円減																					
		<table border="1"> <tr><th colspan="2">固定資産税</th></tr> <tr><td>土地(都市計画税含)</td><td>23,654,000円減</td></tr> <tr><td>家屋(都市計画税含)</td><td>12,773,000円増</td></tr> <tr><td>償却資産税</td><td>287,000円減</td></tr> <tr><td>合計</td><td>11,168,000円減</td></tr> </table>		固定資産税		土地(都市計画税含)	23,654,000円減	家屋(都市計画税含)	12,773,000円増	償却資産税	287,000円減	合計	11,168,000円減								
固定資産税																					
土地(都市計画税含)	23,654,000円減																				
家屋(都市計画税含)	12,773,000円増																				
償却資産税	287,000円減																				
合計	11,168,000円減																				
		<table border="1"> <tr><th colspan="2">法人市民税</th></tr> <tr><td></td><td>400,000円減</td></tr> </table>		法人市民税			400,000円減														
法人市民税																					
	400,000円減																				
		<table border="1"> <tr><th colspan="2">市民税</th></tr> <tr><td></td><td>7,836,000円増</td></tr> </table>		市民税			7,836,000円増														
市民税																					
	7,836,000円増																				

< 試算方法 >

- ・固定資産税額については土地・家屋とも仮定の面積(延床面積)。
- ・市民税は府民税を除いて、年収約350万円を目安にして想定。
- ・マンションについては、設定面積のうちマンション部分を約半分程度専有しているものとして計算。残りは公園や駐車場等で利用しているものとした。
- ・一戸建は、設定面積のうち残りの面積約60から70%を住宅用地として計算。残りは道路、公園等に利用しているものとした。
- ・法人市民税については均等割40,000円のみ課税とする。(法人税割は考慮しない。)

< 結果 >

- ・一戸建てはマンションの場合と比較すると税収は低く、固定資産税もマンションほど見込めない。
- ・この試算の結果では工場用地の場合の方が税収が多い。

(4) コミュニティ・ビジネスの対象になる地域課題

〔資料2-4-1〕高齢者に関すること

ニーズ	供給手段	課題
<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の引きこもり予防の支援サービス ・高齢者の閉じこもりに対する居場所作り 	<ul style="list-style-type: none"> ・校区福祉委員会 ・北条老人憩の家 ・飯盛山荘 <p>上記の他、大阪府より補助金の交付を受けている『生きがい事業団「むくむくクラブ」』の活動に参加したり、ボランティア団体等の協力を得て、引きこもり予防に努めている。</p>	<p>憩の家、老人福祉センター等の施設でも、急な傾斜の坂道が多い等、利便性の悪い立地で利用者が制限されてしまう地区がある。</p> <p>早朝喫茶、ふれあい喫茶等を地域の交流拠点として提案しているが担い手がない。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者が自宅近くでちょっとお喋りができるような場所が欲しい。 ・気軽に行けて、気兼ねなく過ごせ、いつでも行き来できるような場所があればいい。 ・高齢者が集えるセンター 	<ul style="list-style-type: none"> ・校区福祉委員会 <p>高齢者サロンを、毎月1回開催している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・諸福老人福祉センター ・飯盛山荘 ・野崎老人憩の家 ・北条老人憩の家 ・総合福祉センター ・街かどデイハウス 	<p>校区福祉委員会による高齢者サロンは、基本的に担当地区住民のみが対象となっているため、参加者の顔馴染であっても区域外の高齢者であると参加できないことになる。</p> <p>また、当事者の声としてよくあげられる「いつでも」という点において、月例の開催では至らないと言える。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・独居高齢者以外の見守り(高齢者世帯、高齢者と何らかの福祉課題を抱える家族など) 		<p>住民による見守りは現状、独居高齢者しかできていない。</p> <p>さまざまな所がかかわる地域ケアシステム作りが必要。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・公共機関をまわるバスが欲しい 	<ul style="list-style-type: none"> ・安価な輸送サービス ・市の各施設を巡回するバス 	

(資料2 - 4 - 2) 子どもに関わること

ニーズ	供給手段	課題
<p>・子どもの一時保育 ・ひとり親家庭で、子どもが小学校から帰ってきた後、親が仕事から帰ってくるまでの間(PM8:00位までの間)見てもらえる人が欲しい。</p>	<p>・NPO 法人ぷち・マミィ ファミリーサポートセンター事業として大東市が委託している 事業費 5,980 千円</p>	<p>自宅にて一時保育を提供するサービスはあるが、低料金で、場の提供もしてくれる一時保育が今後必要となってくる。</p>
<p>・就学前の子ども、親が交流する場の提供</p>	<p>・地域住民によるサークル活動 ・家庭支援保育士・北条地域協議会によるあおぞら保育 ・保健師による育児相談 ・つどいの広場 ・子育て支援センター 市内3ヵ所に設置。市の委託事業。 事業費 10,400 千円</p>	<p>就学前の子どもの大半が幼稚園、保育所に入所している為、入所していない親子が孤立しがちである。</p>
<p>・小・中学生の学習等支援</p>	<p>・北条まちづくり委員会で旧教育センター分館を利用しての地域塾(検討中)</p>	<p>地域内の小・中学生の学力低下を受け、地域でこども達の健全育成を見守り、学習等の支援を行う必要がある。</p>
<p>・子どもの通学時の見守り</p>	<p>・各地域の委員や有志による見守り 校区福祉委員、民生委員等。地区によっては見守り活動を行っていないところもある。</p>	<p>現在見守りに取り組まれている方の中には、高齢の方もおられる。頻繁な見守りは身体的な負担につながる危険性もあり、一部の住民のみの見守り体制ではなく、安全確保のみならず地域連携につながるような支援体制づくりが進めば、地域の組織力強化にもつながるのではないと思われる。</p>
<p>・子どもの遊び場(砂場、大きな公園)などが地域にほしい</p>		<p>児童センターや園、小学校庭の開放などができないのだろうか。</p>
<p>・子ども向けの図書館があれば良い。(絵本の貸し出しがあったり、絵本の選び方を教えてくれる等があれば良い)</p>		<p>・市内の図書館は絵本が少なく、持ち出し禁止のものもあり、自由に借りることができない。</p>

〔資料2 - 4 - 3〕 障害者に関わること

ニーズ	供給手段	課題
<p>・精神障害者でも通える文化教室（編物や音楽など）があまりなく、それらについての情報が身近にないので知りたい</p>	<p>・広報だいたうに記載されるイベント案内による情報</p>	<p>一般の文化教室に通うことに抵抗感があり、通っても人間関係で息詰まり退会した経験を重ねると、楽しみを求めること自体を諦めてしまい、そこで得られる人間関係構築の機会すら失ってしまう。かと言って障害者ばかりが集まる教室では、施設利用等と変わらないことから、障害があっても気兼ねなく参加でき、障害のあるなしに関係なく趣味や人間関係構築が図れる教室があれば、そこから障害への理解や社会参加につながるのではないかと。</p>
<p>・障害児の親の子育ての精神的/肉体的負担の軽減、養育サポート、また障害児の社会体験活動 ・障害者が自由に旅行に行きたい（旅行に付き添ってくれる人が欲しい）</p>	<p>・障害児またはその兄弟の一時預かりサービス、通学・通園および社会参加のための送迎活動などを行う。（レスパイトサービス）（NPO 法人による） ・障害者自立支援法によるガイドヘルプ（移動支援） ・放課後児童クラブ</p>	<p>ガイドヘルプについては、対応できる内容が限定されており、全てのニーズには対応できない。レスパイトサービスを実施している機関が少ない。</p>

〔資料2 - 4 - 4〕 地域の交流に関わること

ニーズ	供給手段	課題
<p>・地域住民交流の場 ・高齢者と子どもの交流の場が欲しい</p>	<p>・北条まちづくり委員会で旧教育センター分館の後利用を地域住民交流の場として利用できないか検討中</p>	<p>世代間交流、障害者（児）との交流が自然にできる、場の提供が必要である。</p>
<p>・電球の取替えや重い物を動かすこと等、ささいな生活支援のサポートが欲しい</p>	<p>・現状供給手段はない</p>	

現 状 と 課 題
高齢者に関すること
<ul style="list-style-type: none"> ・地域の住民同士の交流が少なくなっており、高齢者の引きこもり対策、また、サロン等の交流の場の提供を望む声が多くあった。 ・独居高齢者の見守りに対する供給は少なからずあるものの、独居高齢者以外の見守りはほとんどない。 ・民生委員への相談は高齢者に関することが半数以上と圧倒的に多い。
子どもに関すること
<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの一時保育のニーズが多数ある。(両親共働きの家庭が増加しているためと思われる) ・子どもの通学時の見守りに対するニーズがあるが、供給手段は各地域により差がある。 ・子どもだけでなく、子育て中の親への支援も必要である。
障害者に関すること
<ul style="list-style-type: none"> ・周囲の障害者に対する認識が低いため、文化教室に気軽に通う等の日常的行為に支障が出てくる。 ・需要に対する供給が十分でない。サービスを実施している機関が少ない。
地域に関すること
<ul style="list-style-type: none"> ・民生委員、校区福祉委員の活動を通じて、世代間交流を行っている地区もあるが、世代間交流を望む声はまだまだ多くある。
まとめ
<p>高齢者に関する相談、ニーズが大多数であり、コミュニティソーシャルワーカーへの調査でも高齢者に関するニーズは多かった。ただ、ニーズが多いただけあって、それに対する供給手段も多種多様にあるようだ。(ただし、決して十分といいきれぬ量ではない。)</p> <p>障害者に関しては、専門的知識が必要なせいか、民生委員に対する相談は少ないようである。また、全国と比較しても相談・支援割合が少なくなっている。</p> <p>少子化といわれる中でも、子どもに関するニーズは多くある。とくに一時保育、親子ともに集える場の提供が今後の課題となるだろう。民生委員への相談・支援割合が少ないのは、若年層で子育てを行っている人たちが民生委員の存在を知らないためと考えられる。</p>